

## 第1問

看護師であるXは、入院患者Aに風邪薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。また、相前後して、別の看護師Yも、Aに対して、風邪薬と一緒に飲む予定の胃薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。Aはこれらの事情に気付かないまま、支給された両方の劇薬と一緒に飲み、死亡した。XとYの間には、共犯関係がなく、両者が支給した劇薬は全く同種・同量のものであった。

XとYの罪責を論ぜよ。(ただし、特別法違反の点を除く)

教科書設例